

ひきこもり支援に関する関係府省横断会議

滋賀県のひきこもり地域支援センターの取組 配布資料

滋賀県立精神保健福祉センター
滋賀県立精神医療センター
滋賀県立小児保健医療センター
滋賀県健康医療福祉部
全国精神保健福祉センター長会

辻本哲士



精神保健福祉センターは こんなことをしています

- ◆ **各種相談**
電話や面接による相談を行っています。
※面接を希望される方は予約制ですので、事前にお電話をお願いします。
- ◆ **各種交流会**
摂食障害やひきこもり、アディクションのご家族を対象とした学習会や交流会を行っています。
- ◆ **研修会**
精神保健福祉活動に携わる関係者を対象に、精神保健福祉に関する各種研修会を行っています。
- ◆ **講演会**
精神保健福祉に関する講演会やフォーラム、シンポジウム等を行っています。
- ◆ **精神障害者保健福祉手帳交付事務**
自立支援医療費(精神通院医療)支給認定事務
電話 077-567-5028
- ◆ **精神医療審査会事務**

滋賀県立精神保健福祉センター



全国精神保健福祉センター長会

このサイトは全国精神保健福祉センターの広報活動とセンター長の情報交換のために運営されています。

防ごう自殺 みんなで

- センター長会の組織
- 会長挨拶
- 組織概要・役員
- 沿革・年表
- 精神保健福祉センターとは
- センター長会の活動内容

お知らせ

精神保健福祉についての公開資料・リンク集

公開資料

依存症やこころのケア(災害、事故、事件、学校危機等)などについて、自由にダウンロードして、ご使用いただくことが可能な資料を公開しています。

リンク集

新型コロナウイルス感染症及び関連するメンタルヘルス支援について追加。

精神保健福祉の支援活動に関する主要なリンク先をまとめています。現在は、こころのケア(災害、事故、事件、学校危機等)に関するものを掲載。

滋賀県立精神保健福祉センター
 滋賀県立精神医療センター
 滋賀県立小児保健医療センター
 滋賀県健康医療福祉部
 全国精神保健福祉センター長会

辻本哲士

滋賀県立精神医療センター

- ホーム
- 病院内案内
- 診療案内
- 部門案内
- 看護部
- 採用情報

滋賀県立精神医療センター

住所 〒525-0072 滋賀県甲府市市山八丁目4番25号
 電話番号 077-567-5001

交通アクセス

当センターは予約制となっております。
 受診の際はご予約のし、ご来院くださるようお願いいたします。

予約専用ダイヤル
077-567-5023

予約受付時間
 平日のみ
 午前9時から午後4時



医療・保健・福祉・介護の力を結集し、
 人権と環境に配慮した
 こころの健康を創ります。

- 外来受診される方
- 入院される方
- ご家族の方
- 地域の方
- デイケア
- 専門医療

滋賀県立小児保健医療センター

文字サイズ 拡大 標準 縮小 色合い 標準 青 黄 黒

滋賀県ホームページ

サイト内検索 Googleカスタム検索

サイトマップ お問い合わせ



- センターご利用案内
- 診療科案内
- 採用情報
- 地域医療連携
～医療機関の皆様～

外来受診

◆ 外来担当医表 (PDF: 150KB) (PDF: 82KB)

◆ 看護外来

◆ 外来案内図

◆ 初診予約

◆ 相談事業

入院・面会療育

◆ 面会について

◆ 入院手続き

◆ 入院時に必要なもの

◆ 療育部 (児童発達支援センター)

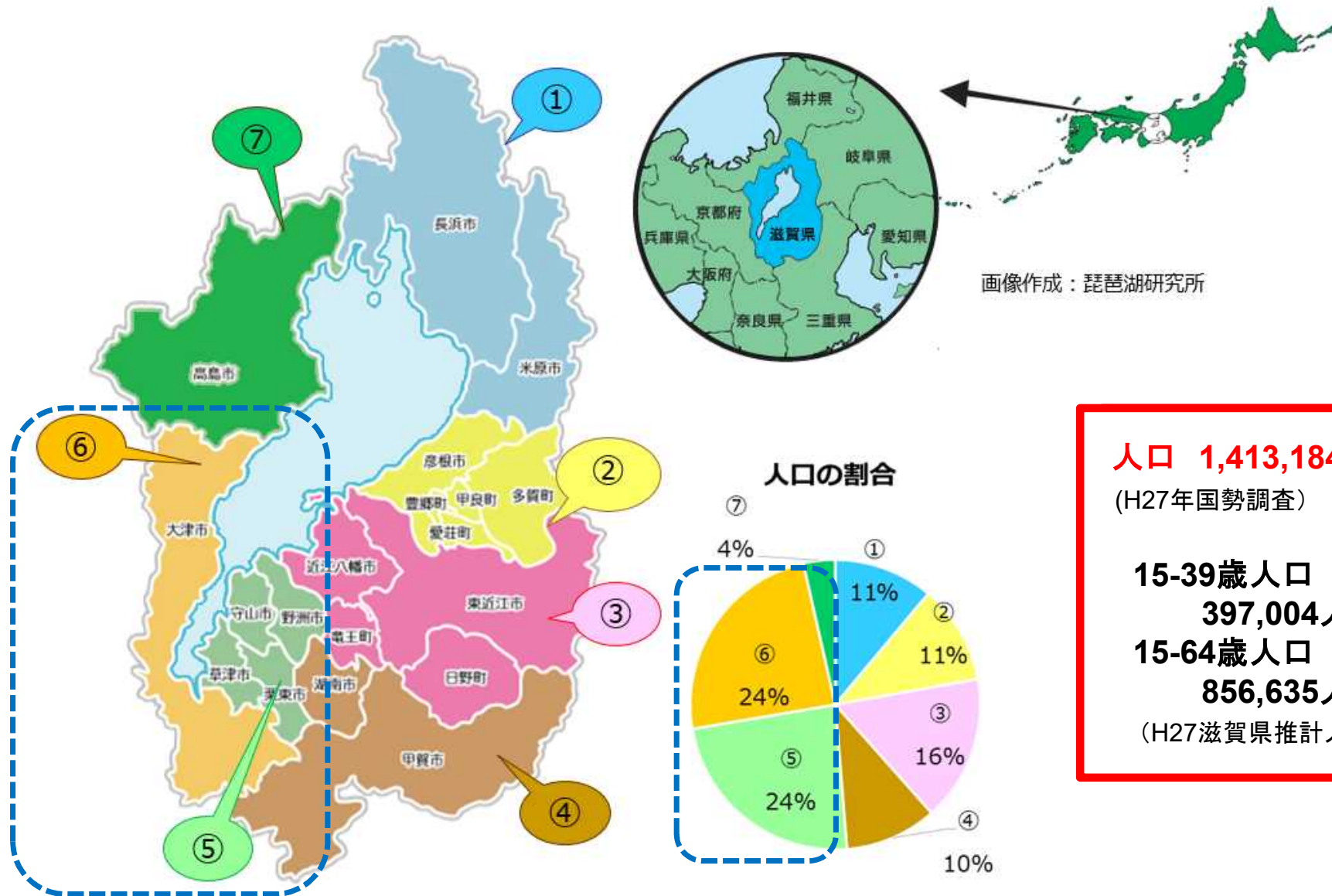
注目情報

- 休診情報
- 平成30年度 インフルエンザ予防接種について
- 子どものアレルギー情報センターしが

077-582-6304

アクセス情報

滋賀県



画像作成：琵琶湖研究所

人口 1,413,184人

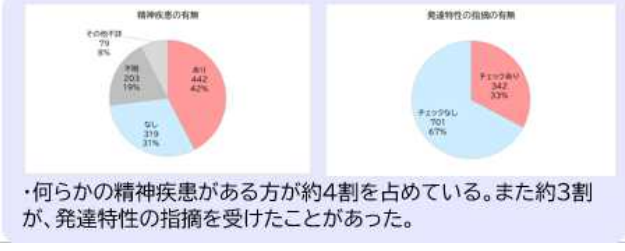
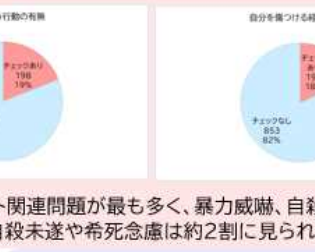
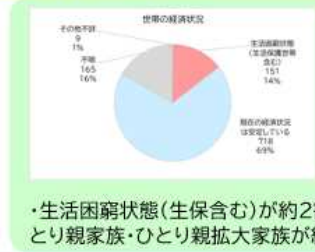
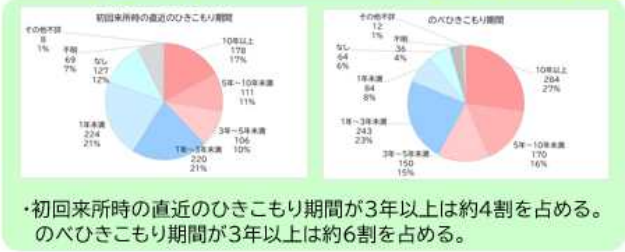
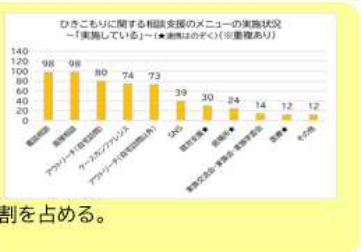
(H27年国勢調査)

**15-39歳人口
397,004人**

**15-64歳人口
856,635人**

(H27滋賀県推計人口年報)

令和2年度 滋賀県のひきこもり支援に関する実態調査結果より



滋賀県
 人口：約141万人
 ひきこもり推計数：約1万3千人
 (若年層約6千人、中高年層約7千人)

全国
 人口：約1億2333万人
 全国ひきこもり推定数115・4万人
 (若年層：約54.1万人、中高年層：約61.3万人)

「滋賀県のひきこもりの状況は全国と同様」

ひきこもり支援に関する関係府省横断会議

滋賀県のひきこもり地域支援センターの取組

- はじめに
 - ・ 自己紹介
 - ・ 滋賀県のひきこもりの現状
- ひきこもり対策について
- 滋賀県におけるひきこもり支援
 - ・ ひきこもり地域支援センター
 - ・ 県・その他
- 精神保健福祉センター等によるひきこもり支援
 - ・ 全国精神保健福祉センター長会
 - ・ 課題、その他
- おわりに

ひきこもりに関して

- ひきこもりは社会問題として心に傷を負い、対人交流を避け、身を守っている状態です。ひきこもりそれ自体より、ひきこもりによって生じる生活困難が課題になります。
- ひきこもり支援は公的制度によって衣食住を保障し、当事者が動き出せる環境を整備することです。多機関・多職種による多様性・継続性のある地域体制が必要になります。
- ひきこもりからの回復は就学・就労ではなく、社会と接触しながら孤立せずに生活することです。「ひとり生活も楽しい、社会生活も楽しい」を目指したい。

ひきこもりに関連する法律（所管省庁）

ライフステージ全般

- 精神保健福祉法（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）
- 発達障害支援法（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害児・発達障害者支援課）
- 自殺対策基本法（厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室）
- 生活困窮者自立支援法（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）
- 生活保護法（厚生労働省社会・援護局保護課）
- 社会福祉法（厚生労働省社会・援護局総務課 他各課）
- 障害者総合支援法（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課）
- 障害者虐待防止法（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課地域生活支援推進室）
- 障害者差別解消法（合理的配慮）（内閣府政策統括官（政策調整担当））

出生前から幼少期

- 母子保健法（厚生労働省子ども家庭局母子保健課）
- 成育基本法（厚生労働省子ども家庭局母子保健課）
- 児童福祉法（厚生労働省子ども家庭総務課 他各課）
- 児童虐待防止法（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課児童虐待防止推進室）
- 配偶者暴力防止法（内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）

児童思春期

- 教育機会確保法（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
- いじめ防止対策推進法（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

青年期

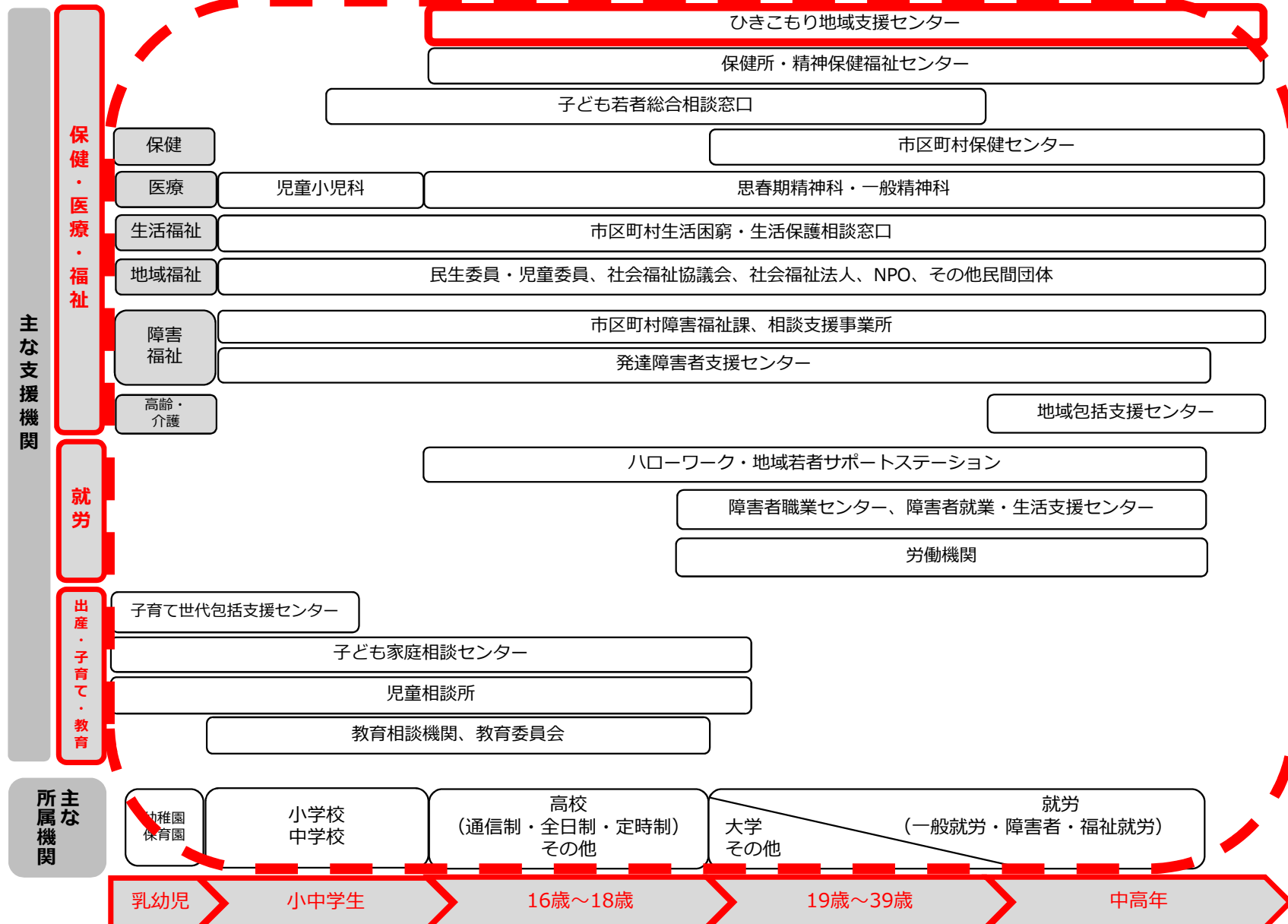
- 子ども・若者育成支援推進法（内閣府政策統括官（政策調整担当））
- 若者雇用促進法（厚生労働省職人材開発統括官参事官室（若年者・キャリア形成支援担当））
- アルコール健康障害対策基本法（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課アルコール健康障害対策推進室）
- ギャンブル等依存症対策基本法（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室）

成人期・中高年期

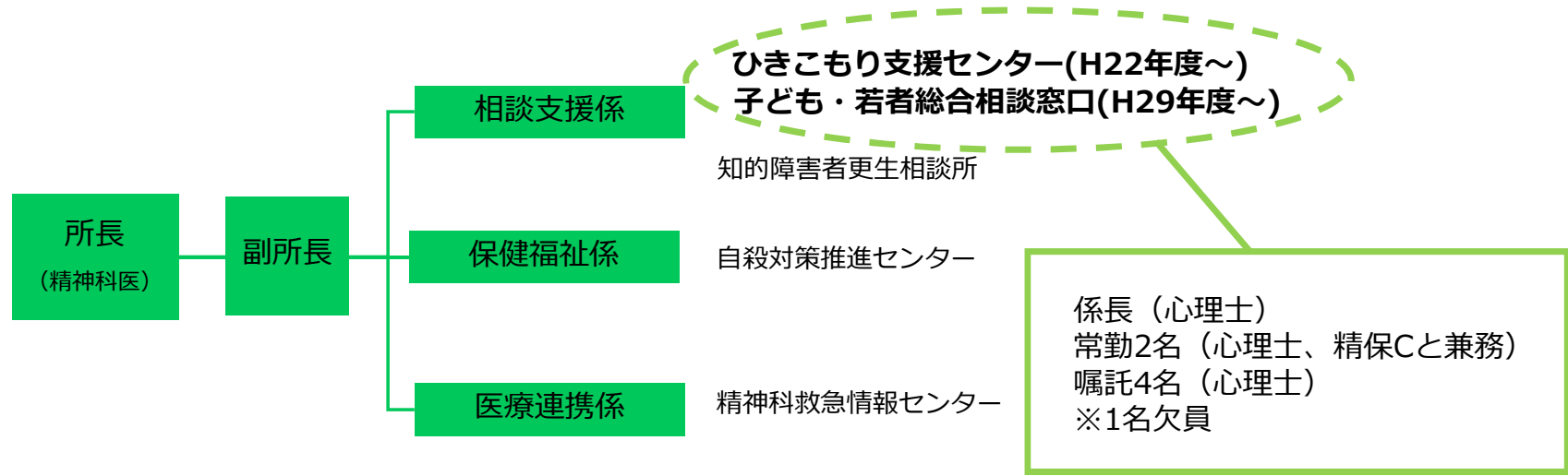
- 介護保険法（厚生労働省老健局総務課 他各課）
- 高齢者虐待防止法（厚生労働省老健局高齢者支援課）

ひきこもり対策基本法？

ひきこもりに関連する支援機関



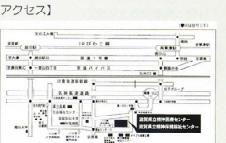
滋賀県立精神保健福祉センター 体制



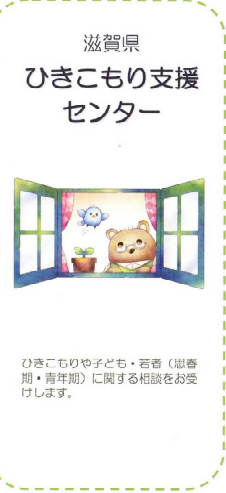
<p>一次機能</p> <p>↕</p> <p>三次機能</p>	相談 (一次窓口)	・ 個別相談、グループ、家族学習会
	啓発	・ 講演会
	教育研修	・ 研修会 ・ SV事業、専門家チーム
	体制づくり	・ 技術協力 ・ 保健所連絡会、子若協議会会議



ご相談・お問い合わせは
077-567-5058
 滋賀県ひきこもり支援センター
 (滋賀県立精神保健福祉センター内)
 〒525-0072
 滋賀県草津市京山八丁目4番25号



- 【アクセス】
- ◆JR 瀬田駅から
 バス 滋賀県大方面行き (約15分)
 『大学前駅前』下車 徒歩10分
 タクシー 約15分
 - ◆JR 南草津駅から
 バス 草津看護学校行き (約30分)
 『総合福祉センター前』下車 徒歩1分
 タクシー 約10分
 - ◆名神高速道路
 草津・田上ICから 約5分



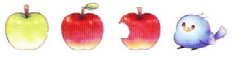
ひきこもり子ども・若者（思春期・青年期）に関する相談をお受けします。

◎ひきこもりとは
 厚生労働省の定義などを参考にすると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が6ヶ月以上続いている状態を指します。

ストレスが大きすぎて、こころやからだから疲弊し、自分の力ではどうにもならなくなったとき、その環境から避難して、消耗した心を守り、一時的な安定を得ようしている状態とも言われます。(ただし、精神疾患や発達障害、知的障害が関係している場合もあります。)

◎ひきこもりからの回復のために
 まずは、「安心・安全な環境」でゆっくり休むことと、「理解してくれる人」が必要です。そして、十分にエネルギーが回復してから、ゆっくりと、自分のペースで段階を進んでいくことが大切です。

◎早めのご相談を
 心身のケアだけでなく、生活や活動、人や社会とのつながりなど、自分らしいあり方を一緒に悩み、考えていきたいと思っています。



ひきこもり支援センターの活動

来所・電話相談のご案内

ご本人、ご家族などから電話で相談をお受けします。面接を希望される方は予約制です。事前にお電話ください。相談は無料です。

日時：月曜日から金曜日
 祝日および年末・年始を除く
 午前9時から午後4時まで

相談受付 **077-567-5058**

関係者の方々からの相談もお受けします。内容に応じてほかの機関をご紹介します。個人の秘密は固く守ります。

研修会・講演会の開催

当センターでは、ひきこもり子ども・若者（思春期・青年期）の支援に関する各種研修会や、一般県民対象の講演会を行っています。詳しくはお問い合わせ下さい。

ホームページアドレス
<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishinhoken/>
 Twitter アカウント
 @Shiga_Hikisen



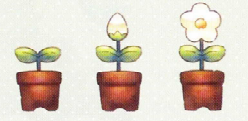
〈ホームページ〉 〈Twitter〉

グループのご案内

- ◆ご家族向け
 - ・ひきこもり家族学習会
 - ・思春期家族交流会
 - ・摂食障害家族交流会
 - ◆ご本人向け
 - ・「アンウインド」(居場所)
 - ・「作業しませんか」(畑・事務作業)
 - ・「ゆるさ〜」(居場所)
 - ・「Sweetie」(女子会)
- 詳しくは、センターまでご相談ください。

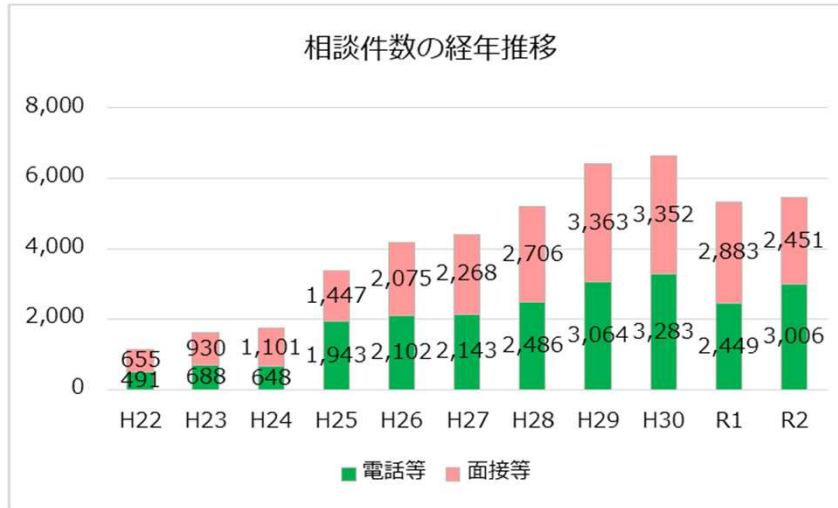
地域のサポート

各市町のひきこもり支援に関して、「ひきこもり支援専門家チーム」を派遣したり、当センターの職員がケース会議に参加したりします。



滋賀県ひきこもり支援センターR2年度相談実績

❖相談件数の経年推移



◇相談実人数 : 699名

◇相談のべ件数 : 5,457件

◇当センターの相談支援ケースの特徴

・相談件数は、センターを設置した平成22年以降、増加。令和元年度以降の相談件数はやや減少。

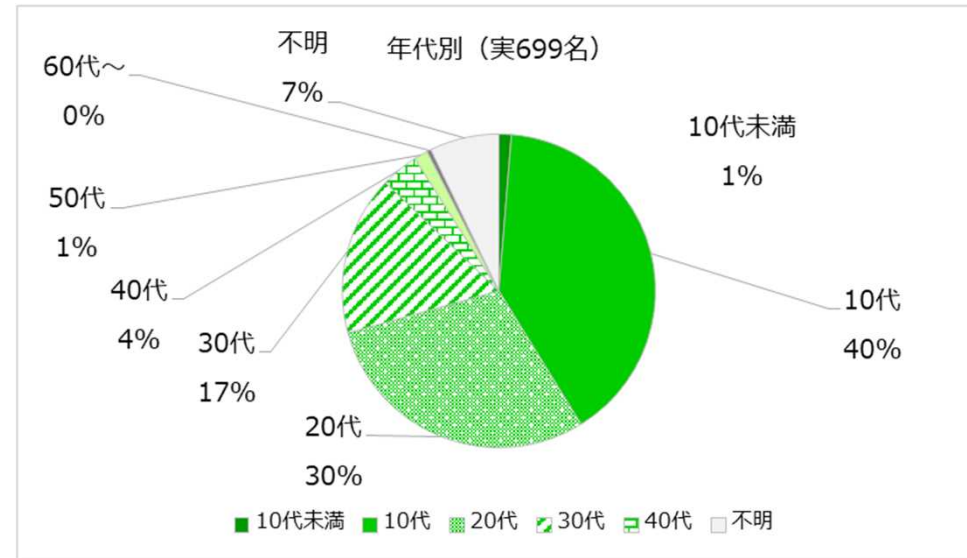
(地域支援に重点を置くようにしたため)

・20代以下で、およそ7割を占め、若年層の相談が多い。

❖相談方法別件数

相談方法	件数
メール	217
手紙等	94
電話	2,695
面接(うちオンライン)	2,172(5)
アウトリーチ	187
ケースカンファレンス	92
計	5,457

❖年代別割合



ひきこもり地域支援センター 自治体別相談件数（令和元年度）



滋賀県ひきこもり支援センターのひきこもり対策

目指す姿

- ひきこもりの背景や当事者・家族がおかれている多種多様な状況について何らかの社会的障壁がある状態と捉え、必要な支援を受けながら、当事者の自分らしい生き方を保障していく。
- 若者が、自分自身の人生の主人公になっていくという主体化を支え促していく。
- ひきこもり状態にある方やその家族が、地域の中で孤立することなく、その人らしく生活できるようつながり続けていく。

現状

- ◎ひきこもり推計数：約1万3千人（若年層約6千人、中高年層約7千人）
- ◎自治体数：13市6町
- ひきこもり支援センターR2年度相談実績より、実人数699人、延べ件数5,457件であり、10代、20代、30代の順に多く全体の約9割を占める。
- R2年度ひきこもり支援に関する実態調査（回収率49.0% 有効回答132カ所）の結果は、別紙資料参照。
- 市町において、ひきこもり相談窓口を明確化、窓口を周知するよう体制を整備しつつある。
- ひきこもりに関する支援機関は多岐にわたる。

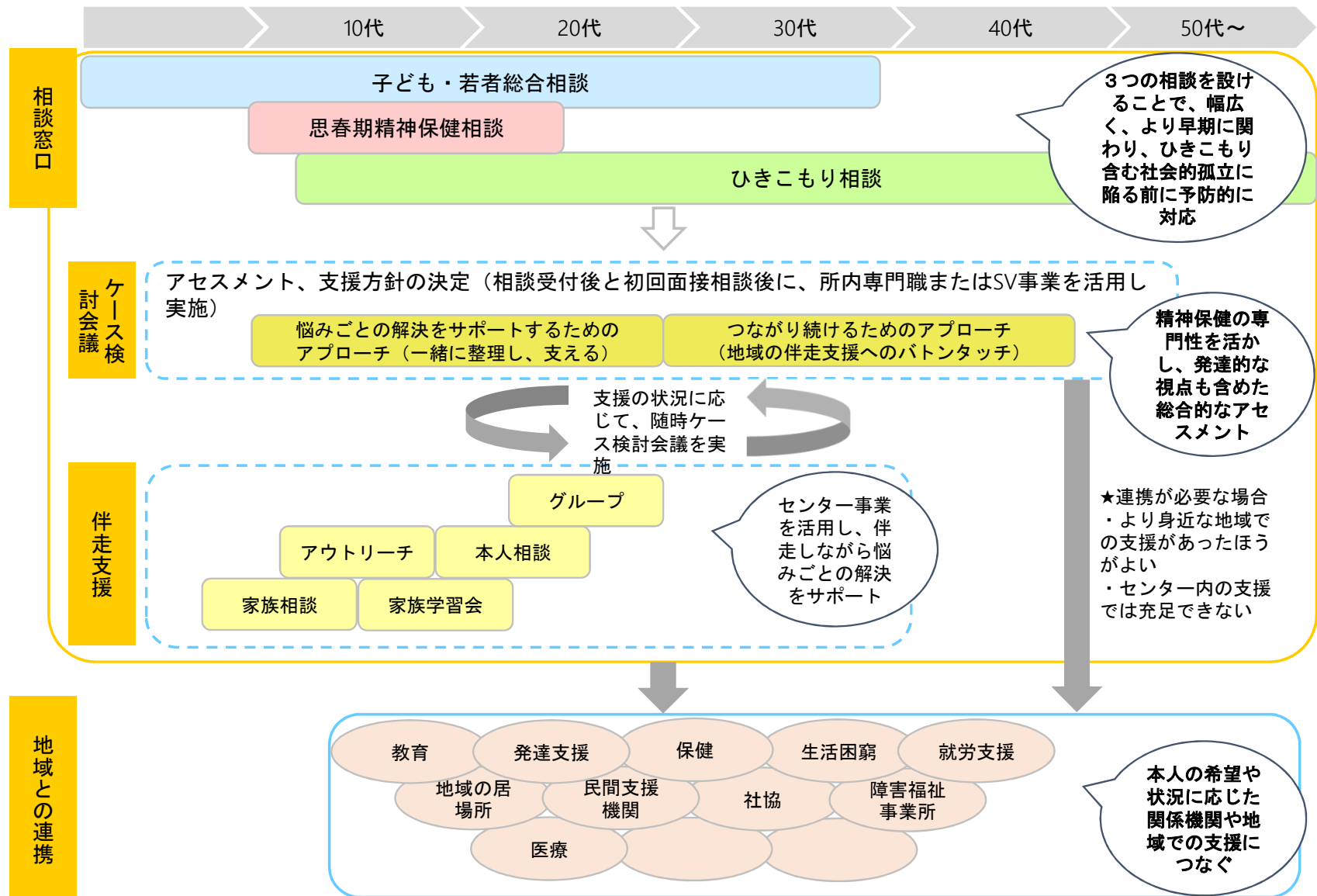
課題

- 身近な地域で、幅広く、より早期から対応できる窓口の充実
特に、中高年層の本人や家族が支援を求めやすい相談体制づくり
・市町における「ひきこもり」の相談窓口の明確化
・精神保健的視点を含むアセスメントの充実
- つながり続ける支援が可能な相談体制づくり
・ご本人にとって、つながるメリットが感じられる相談体制づくり
・就労支援だけをゴールにしない、長期の継続的な支援
- 家族支援の充実
・家族が互いに支えあえる場・機会
・家族の継続支援
- 支援者を孤立させない相談体制づくり（支援者が相談できる場や窓口）
- 横断的・縦断的な支援ネットワークの構築・充実
・ひきこもりにとどまらない、生きづらいつら状態について包括的な理解と支援。
特に、不登校対策や若年自殺対策と重なりながらの体制づくり。
・生活困窮やひとり親など、さまざまな切り口からひきこもり支援につなげられる仕組み
- ひきこもりにやさしい地域づくり
・居場所や幅広い中間的就労の創設（本人がやりたいと思える活動を）
・家を離れて住まえる場
・ネットワークだけでなく、人員の増員や支援者の雇用の安定性の確保
・ひきこもりについて正しく理解する

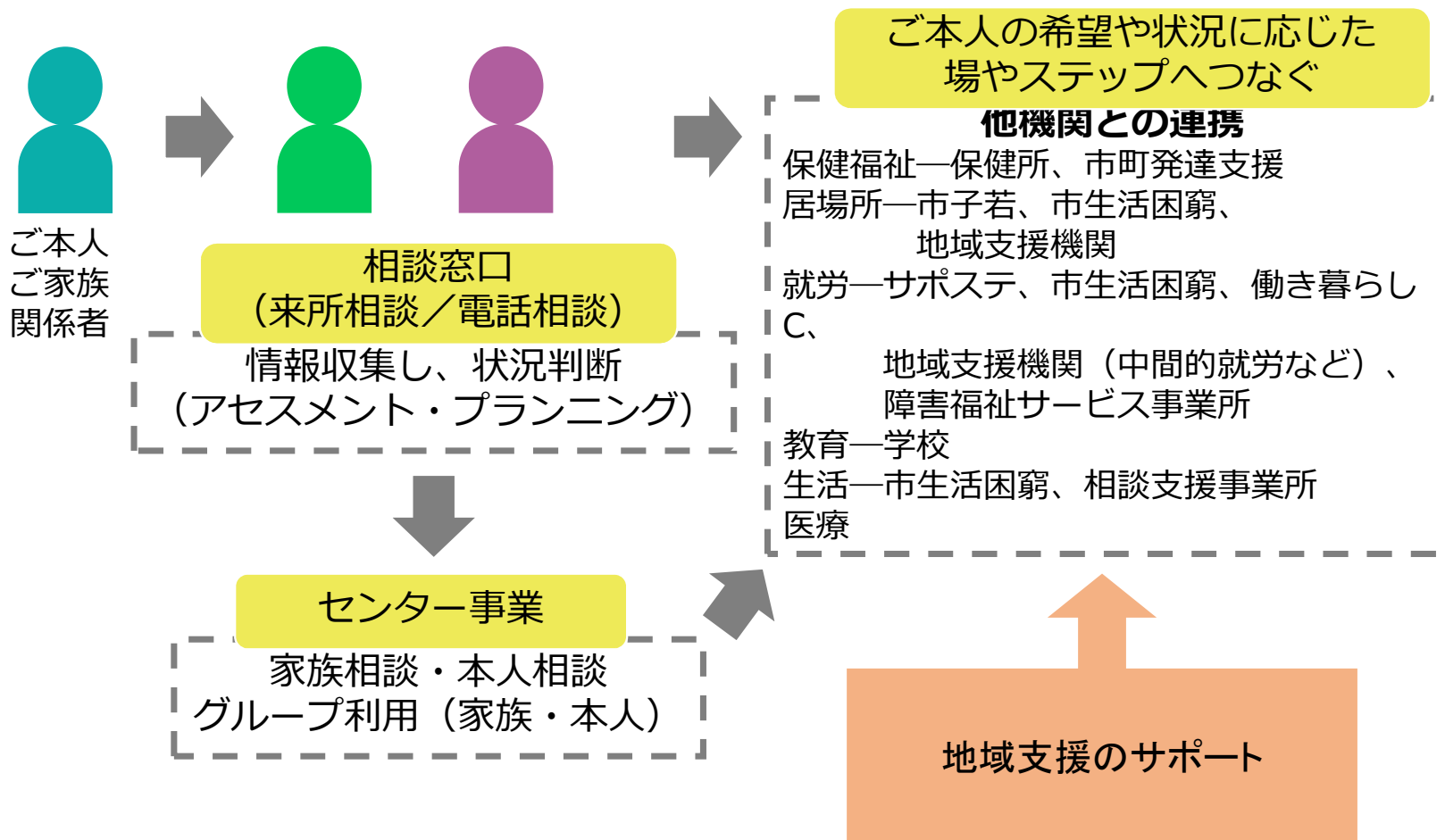
方向性

- ◎相談体制の充実
○幅広く、早期に関わり、ひきこもり等社会的孤立に陥る前に予防的に対応
○精神保健の専門性を活かし、発達的な視点も含めた総合的なアセスメントと継続支援の充実
→3つの相談事業の継続および相談体制の維持
○支援者が相談できる窓口の周知
→SV事業の設置継続、ひきこもり支援専門家チーム事業の充実
→一次窓口につながったケースの地域移行の丁寧なフォローアップ
- ◎普及啓発
○ひきこもりに関する正しい理解や相談窓口の普及啓発
→リーフレットの作成と市町相談窓口の周知
→一般県民を対象としたひきこもりサポーター養成講座の実施
- ◎専門的人材育成
○多角的な視点で包括的に理解するための知識の獲得
○精神保健の視点も含めたアセスメント技術の資質向上
○市町の窓口や地域の核となるコーディネーターの養成
→子若、思春期、ひきこもりと多岐にわたる支援者養成研修の実施
→SV事業の設置継続、ひきこもり支援専門家チーム事業の充実
- ◎支援体制の構築・充実
○地域のバックアップを通して、横断的・縦断的なひきこもり支援ネットワークの構築・充実
→SV事業の設置継続、ひきこもり支援専門家チーム事業の充実
→県社協委託事業のバックアップ
- ◎基盤整備
○関係する制度や施策との連携（生活困窮者自立支援制度、重層の支援体制整備事業、就職氷河期世代活躍支援PF事業、自殺対策、不登校対策）
→子若協議会実務者会議の実施
→児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携のバックアップ
→ひきこもり支援専門家チーム全体会議の方向性の検討

精神保健福祉の専門性を活用した相談体制



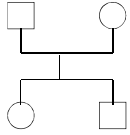
相談の流れ



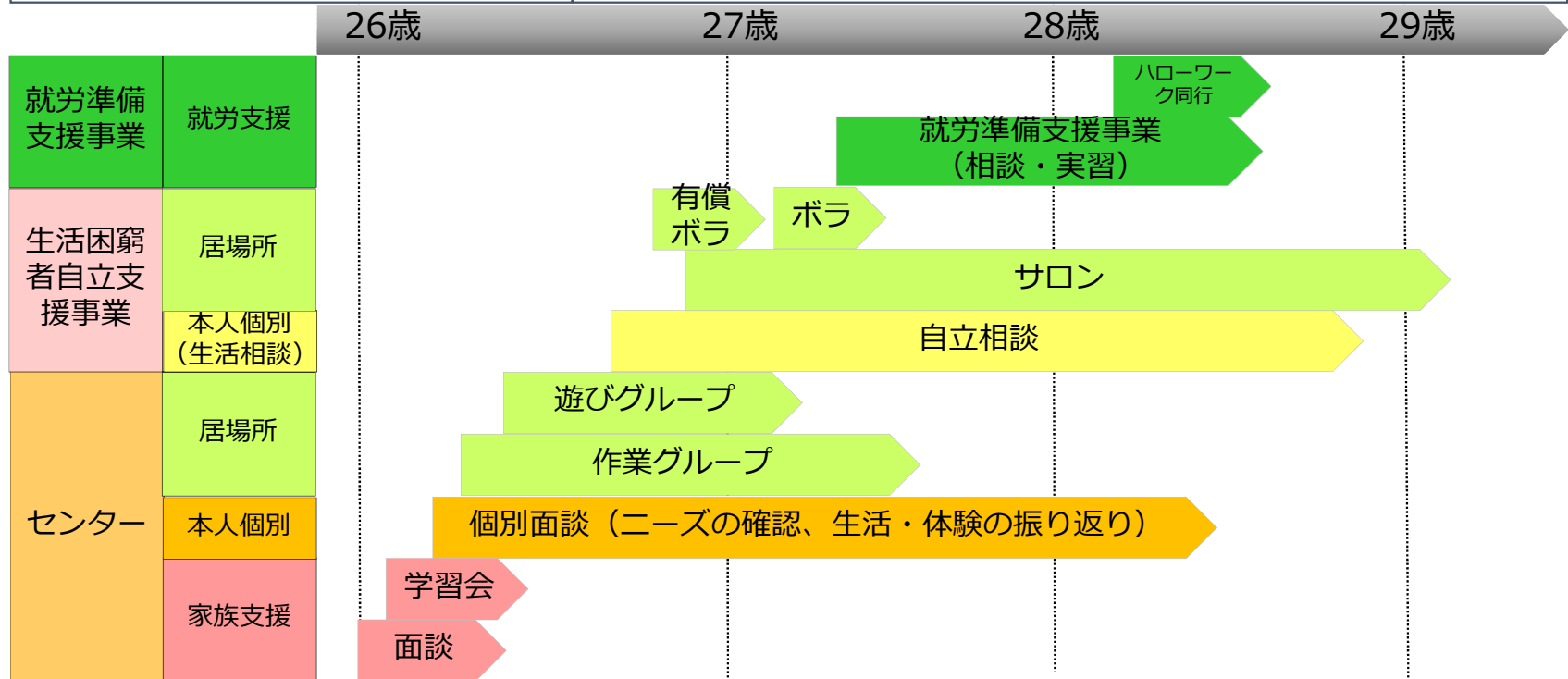
滋賀県ひきこもり支援センター相談支援事例

20代男性

- ・元来、大人しく内気。
- ・高校中退し、ひきこもり。
- ・家では、家族を避けるように昼夜逆転の生活。



- ❖ひきこもり支援センターでの個別相談支援
 - ・個別相談支援は、家族からの相談でつながってくることが多い。
 - ・まずは家族を支えることからスタートし、本人支援につながれないか模索していく。
 - ・本人の主体性（“自分で決める”こと）を支えながら、他者とのつながりや経験の広がりを支えていく。
- ひきこもり支援は長期におよぶ。
- 一つの機関でのサポートにとどまらず、地域のネットワークの中で、サポートできる仕組みを整えていく必要がある。
- 目指すのは就労ではない。

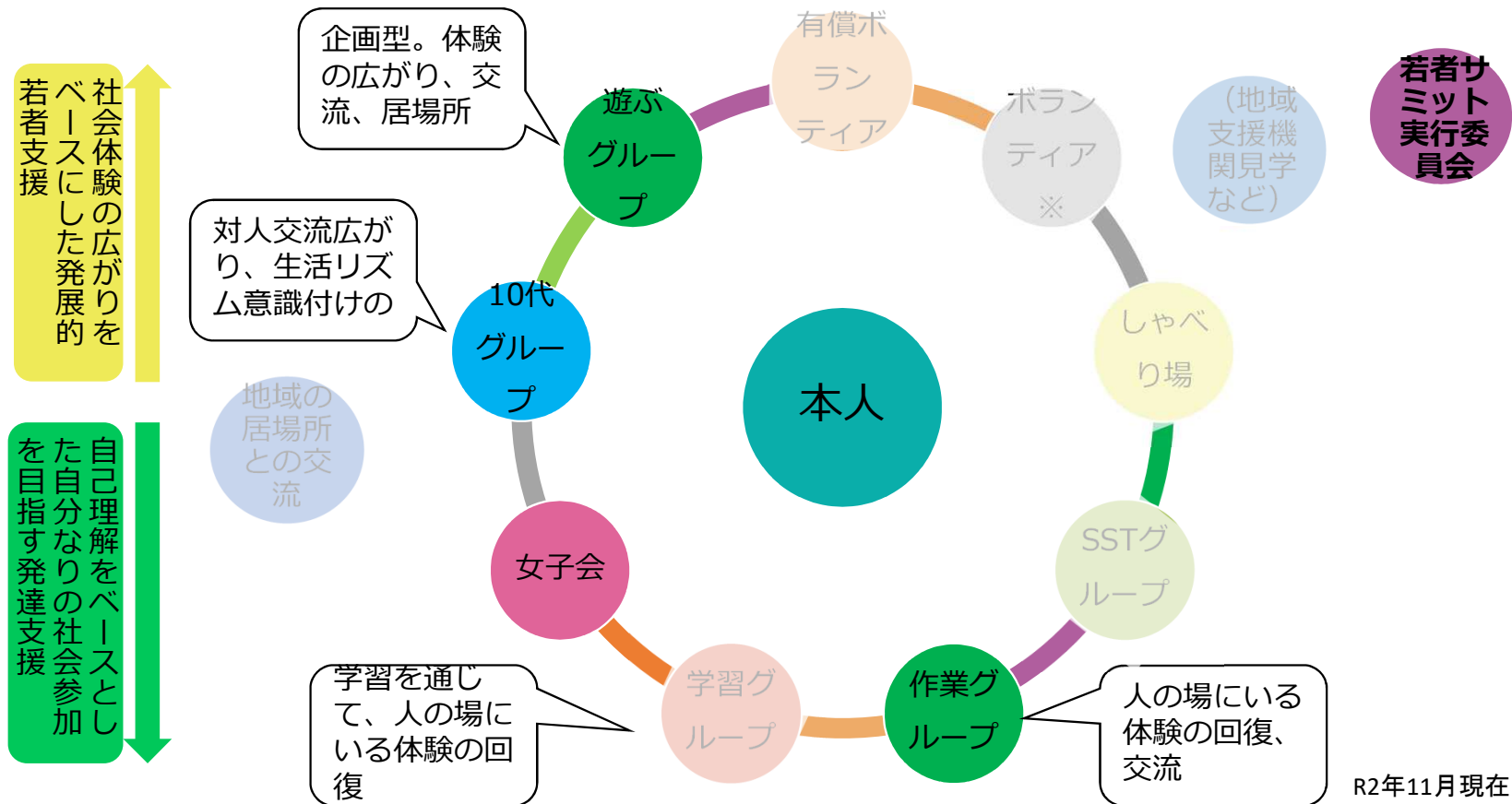




ご本人向けグループ

当事者グループの目的

軽作業を通じ侵襲的でないコミュニケーションを体験しながら**生活リズムや現在の身体の状態を意識できる場として、また、仲間との交流を通じ孤独感の軽減や安心感の獲得、コミュニケーションの場**として、当事者の状態に応じた中間的・過渡的段階の集団活動を実施する。



作業しませんか

- 日時：毎月第2木曜
14:00~16:00
- 内容：事務作業や畑作業
※当日、自由に選択します
fc)事務作業：郵便物の配送準備等
畑作業：作物を植える、畑の手の入れ
- 参加人数：約10~20人

事務作業の様子



フィギュアの掃除

封入作業



畑作業の様子



畝づくり



にんにく・いんげんの収穫

Unwind

- ・日時：毎月第4火曜
13:30～15:30
- ・内容：卓球、カードゲーム、雑談、麻雀など
※自由な雰囲気大切にしています
活動に参加しないことも尊重されます
- ・参加人数：約5～10人

★スピンオフとして、琵琶湖博物館に行ったり、フットサルをしたりします。



ボードゲーム



自粛期間はオンラインでゲームや雑談



卓球

ゆるさ～（10代サークル）

- ・日時：隔週金曜日
13:30～16:00
- ・内容：スポーツ、カードゲーム、学習など
※軽スポーツやゲーム等の活動により同世代との交流を図り、対人関係の幅を広げる。継続した参加により生活リズムの意識づけを行う。
- ・参加人数：約1～4名



ケーキパーティー



自粛期間はオンラインでゲームや雑談

sweetie(女子会)

- 日時:2~3か月に1回
14:00~16:00
- 内容:お菓子・アクセサリー作り、カメラ、
メイク講座 等
- 参加人数:1~5人



講師を呼んで
メイク講座

まつぼっくりで
クリスマスツリー作り



若者サミット



若者サミットは、「ひきこもり」を経験した若者の「今を変えたい」「変わりたい」を応援するイベントとして始まりました。

令和元年度は「出会う・知り合う・考える～ワタシたちのこれから～」をテーマに、若者と大人、誰もが希望をもてる未来について実行委員会のメンバーや、参加者と一緒に考え、交流しました。159名が来場し、意見交換が活発に行われました。



若者サミット実行委員会

日時：年間を通して随時開催

内容：若者当事者自身が、主体的に自分たちの意見や思いを発信する場として、支援者と共に若者サミット実行委員会を運営しています。

(若者サミットに向けての会議、交流を深めるためのイベント等)



参加人数：5～6人（令和元年度）

ご本人たちの語りより～ひきこもっている間

※ひきこもっている方みなさんが、同じ体験・ものごとの感じ方をするわけではありません。一人ひとり個別の体験・感じ方があります。

家にひきこもることで人間関係のストレスからは開放されました。しかしこれからどうなるのかという不安と、世間からの目が非常に気になるようになり、孤独が生まれてきました。

基本的に自分自身に対する否定がありました。動き出せる日が来るのか不安を感じていた。

「このままじゃダメでしょ」それは自分が一番わかっていることです。でもどうにもならないから困っています。

将来のことを考えると不安にさいなまれました。



ご本人たちの語りより～相談に行ったきっかけ

※ひきこもっている方みなさんが、同じ体験・ものごとの感じ方をするわけではありません。一人ひとり個別の体験・感じ方があります。

相談に行く前は、どういう扱いを受けるのかという不安が大きかったです。しかしそれ以上に全く変化のない家庭内の状況に我慢の限界を感じていたため、第三者に介入してもらわねばらちが明かないなという思いが強かったです。

ひきこもりの味方になって応援してくれる人たちがいると思っていませんでした。だから最初は相談に行っても責められるんじゃないかという不安がありました。

あるとき、親から相談に行ってみないかと誘われました。自分でももう限界と感じていたので行ってみようと思いました。でも新しい場所に行くのは不安だったので、誘われて2回目で行きました。



ご本人たちの語りより～グループ利用

※ひきこもっている方みなさんが、同じ体験・ものごとの感じ方をするわけではありません。一人ひとり個別の体験・感じ方があります。

初めは緊張したけれど、作業でやる
ことがあったので大丈夫でした。自
分からはしゃべらなかつたけど、
しゃべってきてくれた人がいて
ちょっと嬉しかった。

作業に行くと、少なくとも何
かしてると思えて、少し罪悪
感が減りました。自分と同じ
状況の人たちがいるんだなと
わかってちょっと楽になりました。

自分のことを説明する必要がなく
て、安心して話せるところがありま
した。



ご本人たちの語りより～グループ利用

※ひきこもっている方みなさんが、同じ体験・ものごとの感じ方をするわけではありません。一人ひとり個別の体験・感じ方があります。

前は人としゃべらなくてもいいかなと思ってたけど、ちょっとしゃべりたくなってきた感じ。自分って意外としゃべるのが好きなんだなと気づきました。

ちょっと人と接することができるようになってきたかなという感じがしています。

現状を変えていきたい、変えないと、という思いと、変えたくない、踏み出せないという思いを感じるようになりました。

誘われたボランティア活動にも行ってみようかなと思えたり、前よりは積極的になれるようになったかな。



滋賀県ひきこもり支援専門家チーム

■目的

身近な地域でのひきこもり支援をより充実させるため、ひきこもり支援センターの機能強化および体制強化を図り、市町等に対し専門的観点から助言等を行う機能を強化する。

■事業概要

医療、法律、福祉、教育、就労等の多職種から構成される専門家チームを設置し、専門的助言・直接支援を行う。

■専門家チームメンバー

- ・医療：精神科医・臨床心理士（精神障害・発達障害など）
 - ・法律：弁護士（債務整理・成年後見制度など）
 - ・福祉：精神保健福祉士
：ひきこもり支援実施事業所
 - ・教育：元高校教員（教育との連携）
 - ・就労：キャリアコンサルタント
 - ・生活困窮：ファイナンシャルプランナー、生活困窮者等自立支援相談
 - ・その他：学識経験者
- ※保健→保健所保健師

■活動内容

①事例検討

市町に相談のあった困難事例について、多角的な見地から専門的な助言を行う。その他、ひきこもり地域支援センターの要請に応じて専門的な助言を行う。

②同行支援

必要に応じて、市町や保健所と連携し、ひきこもり状態のある方やその家族に直接、訪問支援・面接相談を行う。

③全体会議

①②で対応をした事例を通して、ひきこもり支援の課題の整理を行う。

令和2年度ひきこもり支援専門家チームの活動

活動内容別の活動回数（圏域別）

	回数	圏域						
		大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島
全体会議	2							
ケース検討	3	1	2					
同行支援	1	1(面接 /家族)						
事例検討	1					1		
計	7	2	2			1		

事例：母の死後、独居ひきこもり状態にある50代男性

■事例概要

30代でうつ病を発症し退職し、約20年間ひきこもり。-2年、同居の母の死後は、きょうだい含め人との交流を持たずに一人で生活をしている。

-1年、本人の買い物先から、異臭がするとの連絡を受けて、保健所が関わりを開始。母の遺産相続のことで、きょうだいからの相談もあり、何度か訪問をするが「関わらないでくれ」との本人の意思表示がある。経済面、生活面の詳細は不明。買物には出かけている様子は地域の方に目撃されている。近所の方の家に、電話を止められているので貸してほしいという申し出が数回ある。

■検討したいこと

近隣、きょうだいが困って地域に相談が入り、地域の支援機関が訪問を行うが、本人からの支援ニーズの表明はされず。今後のかかわりについて、どのようにしていったらいいか。

事例：母の死後、独居ひきこもり状態にある50代男性

■事例検討（センターへの専門的助言）

○専門家チーム：弁護士からの助言

- ・ **遺産相続について**、本人の反応がこのまま得られない状態である場合の取り扱い。
 - ➡本人が自身の相続分を放棄する等の判断を示さなければ、他の者が本人に引き渡すことができるよう相続分の管理を継続することとなると想定される。
- ・ 今後の介入について、生活状況が心配されるが、本人が関わりを拒否している状態で、これ以上の**介入ができる法的根拠**はあるか。
 - ➡たとえば家の中に入るといった介入をすることは、本人の承諾なしには、本人の生命身体や近隣住民の生命身体に危険が生じるといった緊急の必要性が認められるような場合を除き、適法なものとは認められにくいと思われる。家を訪問して声をかける、関係の構築を試みるといった介入は、本人が関わりを拒否しているとしても、過剰になりすぎなければ法的な問題はないものと思われる。

※その後

- ・ ケース会議では、最近になり、たまたま出くわした近所の知人からの声掛けにより、ご本人が「迷惑かけてすみません」と言いつつ、自治会費の支払いを行ったとの情報が得られた。
- ・ この状況や、先生から助言も踏まえて、ご本人を見かけたら近所の知人に声をかけてもらう、民生委員さんが家を訪問して声かけ+手紙をポストインするなどを通して、**関係の構築を試みるという介入を続けていくこととなった。**

滋賀県ひきこもり支援センターが関わる市町での取り組み

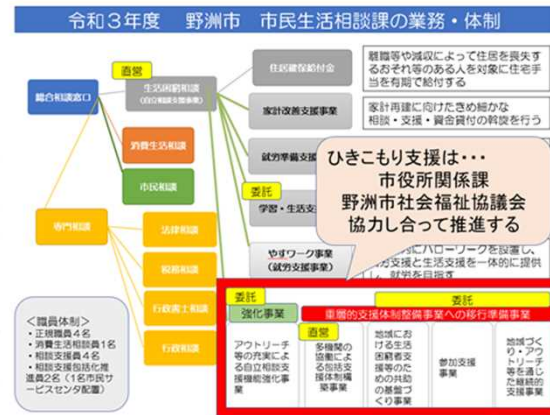


Support amaka toyoake moriyama ubo soja

ひきこもり支援基礎自治体宣言書

代表者 代表理事 茂木英子
 代表理事 小浮正典
 代表理事 宮本和良
 代表理事 久保田佑子
 代表理事 尾岡繁一

Support



- ・ 守山市生活困窮者等自立支援ネットワーク会議
- ・ 野洲市相談支援包括化推進会議
- ・ 大津市:子ども・若者支援地域協議会、フアジー会議
- ・ 草津市不登校移行支援会議、草津市人とくらしのサポートセンター運営会議
- ・ 甲賀・湖南ひきこもり支援 奏 運営会議
- ・ 東近江市:ひきこもり支援関係機関会議
- ・ 彦根市子ども・若者支援地域協議会
- ・ 高島市子ども・若者支援地域協議会
- ・ ...

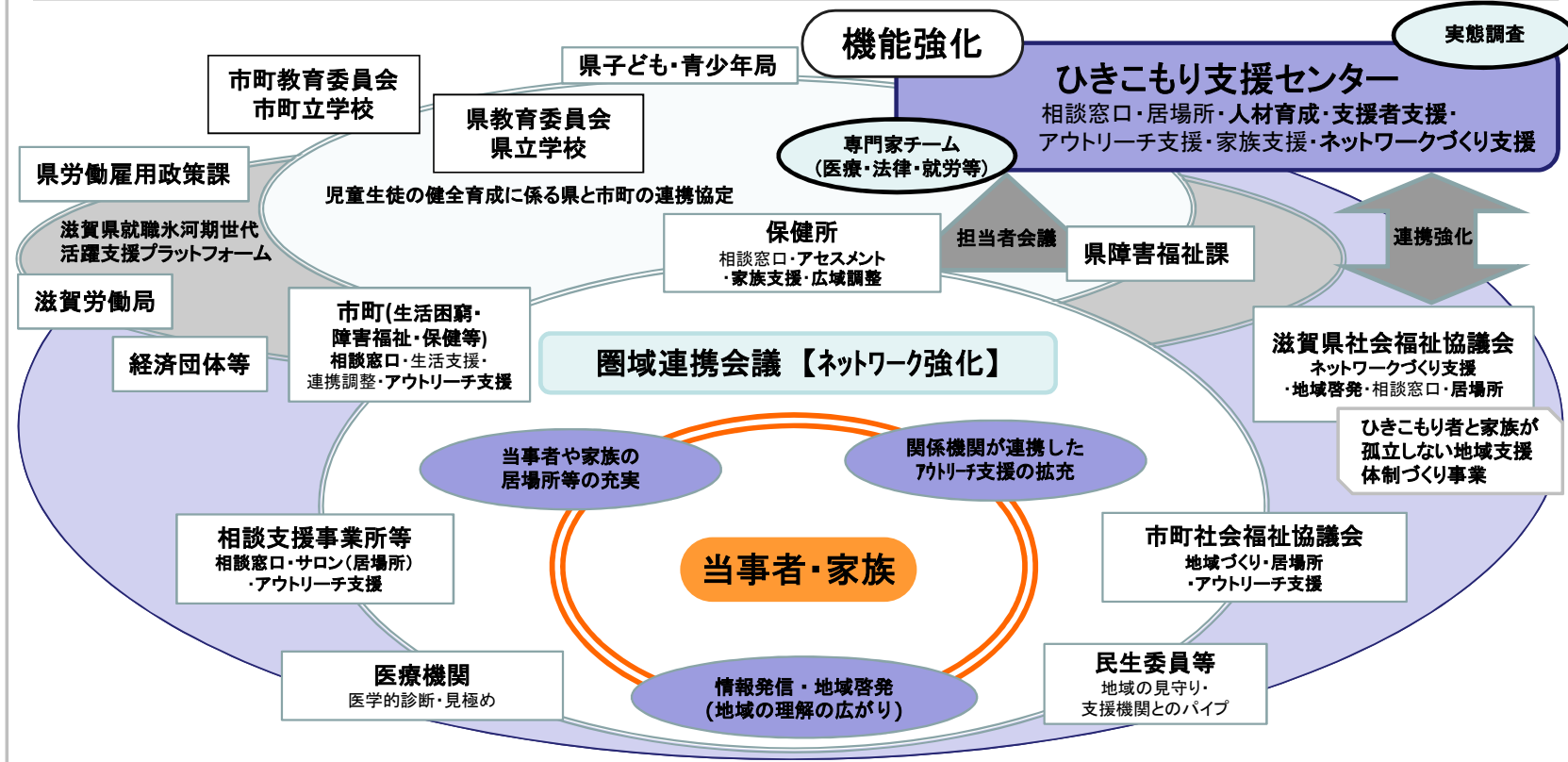
滋賀県におけるひきこもり支援体制

現状と課題

- ・ひきこもりは怠けや育て方の問題ではなく、誰にでも起こりうることであることを知り、当事者や家族の心情が理解できる地域づくりが必要であるが、地域の理解が十分ではなく、当事者や家族が孤立しがちになっている。
- ・ひきこもり状態にある者への支援については、信頼関係の構築や自己肯定感の回復等、長期的な関係づくりが必要であり、各支援機関が連携して息の長い支援を行なわなければならないが、その最初の支援となるアウトリーチ支援が十分できていない。
- ・個別の支援が中断している事例が見受けられるなど、切れ目のない支援をおこなうための支援者間の連携を強化し、適切な評価や支援の段階・当事者や家族のニーズに応じた多様な支援が提供できる体制づくりが必要である。

目指す姿

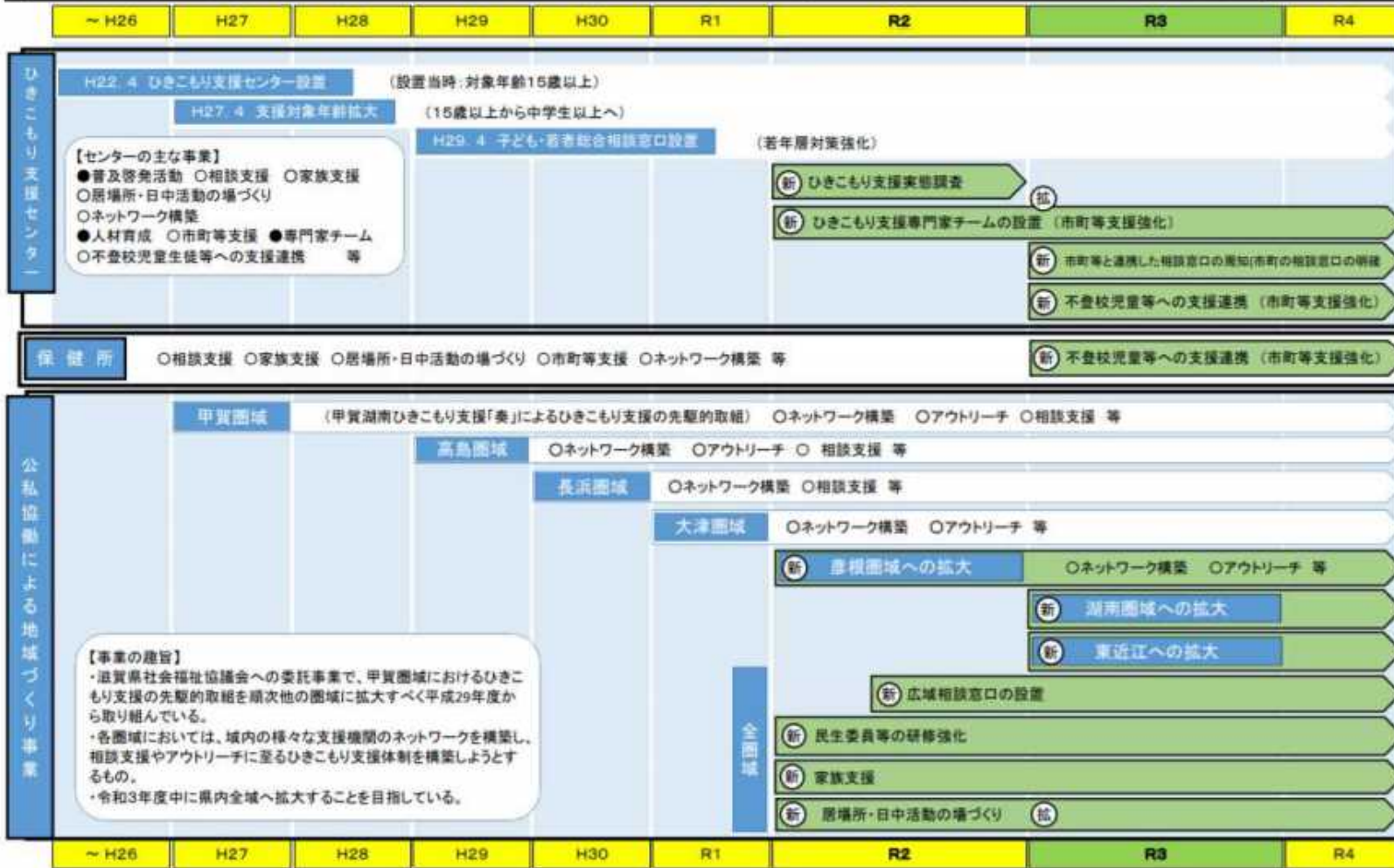
ひきこもり状態にある者の背景や当事者・家族がおかれている多種多様な状況について、何らかの社会的障壁がある状態と捉え、必要な支援を受けながら、自分らしい生き方を選べる。



県における「ひきこもり支援」の取組と今後の方向性

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

■県のひきこもり支援施策は、①直営部分(ひきこもり支援センターと保健所による支援)および②委託部分(県社協への委託事業)の2本立てで実施。(下図参照)
 ①ひきこもり支援センターは、年間6,000件前後の相談に対応しながら、家族支援や当事者の居場所づくり、支援人材の育成、市町や保健所等のスーパーバイズ等を行っており、保健所では、管内の困難ケースについて市町と一緒に支援を行っている。
 現在調整中の県立学校の児童生徒に係る県と市町の連携においても、ひきこもり傾向のケースは、ひきこもり支援センターと保健所が専門性を生かして市町と一緒に支援を行う予定。
 ②県社協委託事業(下図下段)では、甲賀圏域の先駆的取組を順次他の圏域に拡大する取組を行っており、令和3年度中に全圏域でひきこもり支援のネットワークが完成する見込み。



公私協働事業

【ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業】

○ネットワークづくり

- ・全圏域でネットワークづくり支援
- ・電話相談ケースに関わる支援調整およびケース会議の呼びかけ
- ・研修会企画支援
- ・ひきこもり・はたらきづらさ支援推進委員会(年2回)

○アウトリーチ支援(圏域)

- ・3圏域(甲賀・高島・彦根)で推進

○ひきこもり電話相談(広域相談窓口)

- ・定期電話相談(週1回:毎週木曜日)
- ・一斉電話相談(年3回:県内7団体協働)

○家族支援を含む居場所づくり

- ・はたらく体験
- ・PCサロン「ぼちぼちいこか♪」
- ・家族教室(圏域・出張型)

○地域啓発

- ・フォーラム実施

○民生委員の研修強化

- ・研修会実施(年1回:3日間連続講座)

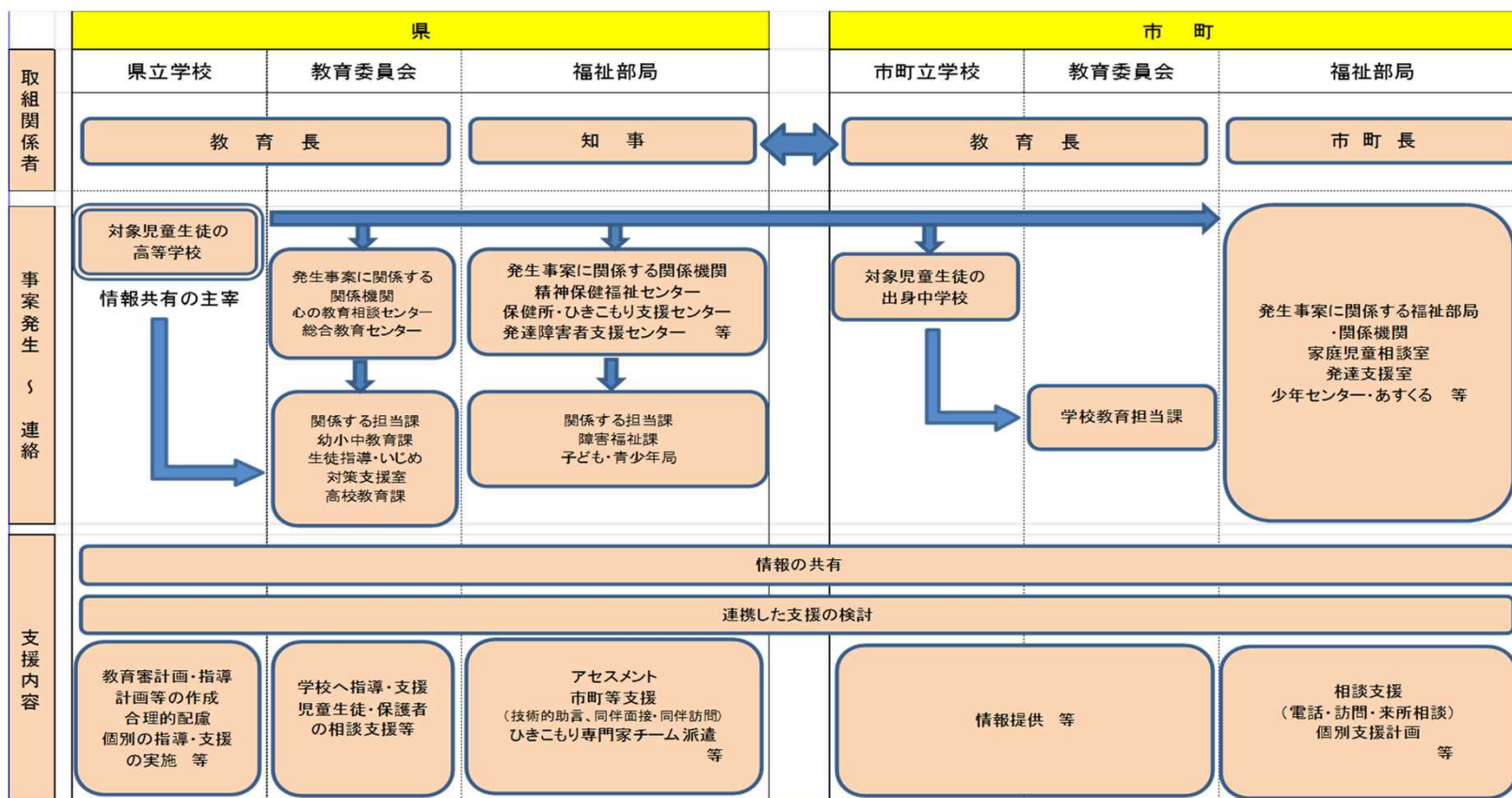
児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定

趣意

不登校の児童生徒の中には、ひきこもりとなるケースや背景に発達障害があるケースもあることから、ひきこもりの防止策として、また、発達支援上の切れ目のない支援として、学校と関係機関、特に、市町の福祉部局との情報共有や連携した支援が求められており、県立学校へ進学した児童生徒のうち特別な支援を必要とする者が、県立学校と関係機関の連携のもと、学齢期から就労まで切れ目のない支援を受けられるよう、市町および市町教育委員会ならびに県および県教育委員会の四者で協定を締結したものの。

支援イメージ

県立学校において連携が必要な事案（不登校の児童生徒）が発生したケース



児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定書

〇〇市長および〇〇市教育委員会教育長(以下「市」という。)ならびに滋賀県知事および滋賀県教育委員会教育長(以下「県」という。)は、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた支援を図るため、次のとおり協定を締結する。

令和3年3月4日

〇〇市長 印

〇〇市教育委員会
教育長 印

滋賀県知事 三日月大造 印

滋賀県教育委員会
教育長 福永忠克 印

(目的)

第1条 この協定は、市および県が、教育および福祉におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力による、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた切れ目のない支援を図ることを目的とする。

(相互の連携による支援)

第2条 市および県は、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立に向けた支援に関し、それぞれの役割に応じた適切な対応措置を講ずるため、計画的に情報共有その他必要な連携をするものとする。

(連絡責任者)

第3条 市および県は、情報共有その他必要な連携を適正かつ円滑に行うため、連絡責任者を置く。

児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定の締結趣意書

近年不登校やひきこもりの状態にある児童生徒への対応が課題となっており、不登校の児童生徒の中には、ひきこもりとなるケースや背景に発達障害があるケースもあることから、ひきこもりの防止策として、また、発達支援上の切れ目のない支援として、学校と関係機関、特に、地域支援機関をはじめとする福祉部局との情報共有や連携した支援が求められている。

また、発達支援については、市町において、早期発見・早期支援の取組をはじめ、必要な情報の引継ぎなど、市町立学校と地域支援機関の連携のもと、切れ目のない支援に取り組まれてきたところである。

従来から市町立学校と県立学校(高等学校・特別支援学校・中学校)との連携は一定行われているが、地域や学校によって取組に差があるため、支援を必要とする児童生徒の情報が、県立学校と市町の間で共有される仕組みについて、市町から県および県教育委員会に対して要望されてきたところである。

こうした課題に対応するため、県立学校へ進学した児童生徒(県立学校へ入学予定の者および県立学校を中途退学した者等を含む。)のうち特別な支援を必要とする者が、県立学校と関係機関の連携のもと、学齢期から就労まで切れ目のない支援を受けられるよう、市町および市町教育委員会ならびに県および県教育委員会の四者で協定を締結し、情報共有等の仕組みを整えることとしたものである。

令和3年(2021年) 3月

第4条(対象者)

本取組の対象者は、県立学校に進学した児童生徒(県立学校へ入学予定の者および県立学校を中途退学した者等を含む)のうち、次の各号のいずれかに該当する児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)とする。

- (1) 不登校および別室登校や放課後登校など不登校傾向にある者
- (2) 発達障害等特別な支援を必要とする者
- (3) 中途退学および転学等が心配される者
- (4) その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

精神保健福祉センターとは

(精神保健福祉センター運営要領より)

- 精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**(以下「法」という。) **第6条**に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における**精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センター**として、**地域精神保健福祉活動推進の中核**となる機能を備えなければならない。

精神保健福祉センター
「無料で精神保健医療福祉サービスを行う公的機関」

全国の精神保健福祉センター状況調査

令和2(2020)年度

- **全国69センター**（都道府県設置：49センター 政令市設置：20センター）
- 人員体制（1センターあたり）
精神科医：1.74人 **保健師**：3.16人 **精神保健福祉士**：2.96人 **心理職**：2.16人 **看護師**：0.90人
事務職：4.90人 . . .
- **併設機関**
ひきこもり地域支援センター：42センター[全国67のひきこもり地域支援センターのうち]
地域自殺対策推進センター：49センター
依存症相談拠点（アルコール：50センター、薬物：45センター、ギャンブル等：52センター）
発達障害者支援センター：3センター
高次脳機能障害者支援拠点：4センター
- 併設行政機関
知的障害者更生相談所：7センター
身体障害者更生相談者：7センター
児童相談所：4センター
婦人相談所所：3センター

全国精神保健福祉センター長会の委員会

- 地域包括ケア委員会
- 依存症対策委員会
- 自殺対策委員会
- 災害時等こころのケア推進委員会
- 手帳・自立支援医療検討委員会
- 指定医・専門医制度委員会
- データ分析・地域分析検討委員会
- ひきこもり対策委員会

ひきこもり対策委員会

○「ひきこもり」は、8050問題を含め、今後の地域精神保健活動の中で大きな課題となっており、センター長会としても継続して活動にも取り組んでいる

○活動内容

1. 地域保健総合推進事業(厚生労働省)

[原田豊先生:鳥取県精神保健福祉センター所長]

①ひきこもり実践研修会

ひきこもりの相談支援に対する保健所、精神保健福祉センターでの技術向上を目的とした相談・支援実践研修の開催(全国保健所等から、参加者を募集する)

平成29年度から4年間に、計8回ひきこもり実践研修会を開催

…滋賀県、横浜市、岡山県、相模原市、仙台市等

②8050問題に関連して地域包括ケアと連携した(地域包括支援センター等を交えた)研修会

研修開催の要望があった地域で、地域包括支援センターを初め、保健所、市町村、関係機関職員を対象とした「ひきこもり者を対象とした地域包括ケア」研修会を開催し、地域包括ケアシステムの中におけるひきこもり者支援の在り方、課題について検討(参加者は、各圏域の関係機関職員、開催地の職員を中心に)

…長野県、北九州市、愛媛県、浜松市、高知県、広島県等

2. ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会

[山崎正雄先生:高知県立精神保健福祉センター所長、ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会会長]

講義A

ひきこもりの基礎理解

ひきこもり相談への対応と支援



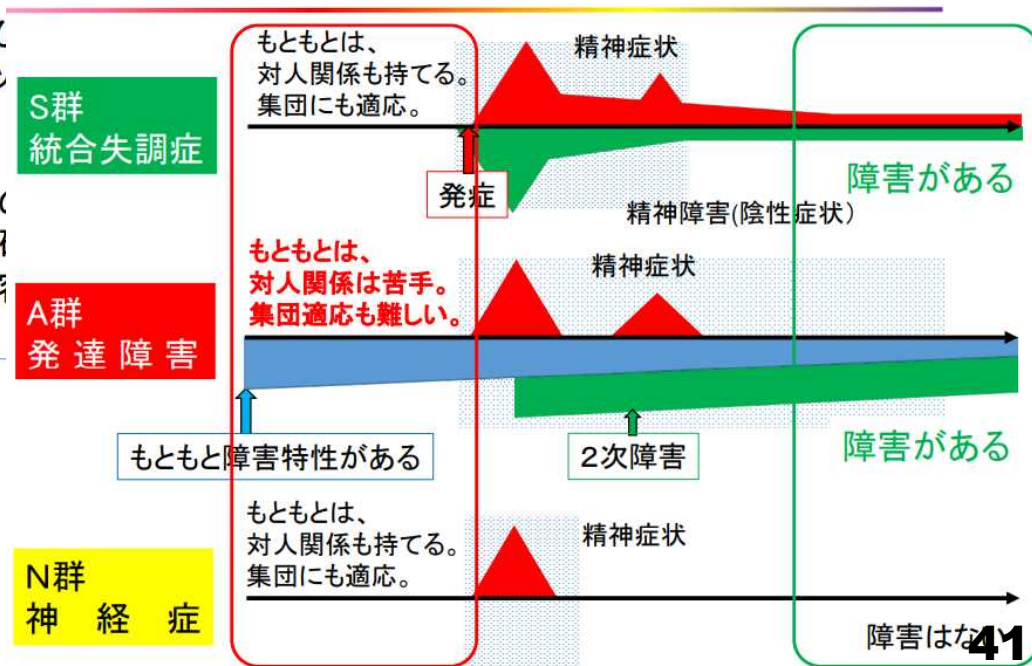
まだ、ぬくぬくしてたい

この資料は、令和2年度地域保健総合推進事業「保健所、精神保健福祉センターの連携による、ひきこもりの精神保健相談・支援の実践研修と、地域包括ケアシステムによる8050問題に対応したひきこもり支援に関する研修の開催と検討」における研¹¹使用したものに、追加、訂正を加えたものです。

主に、保健所や精神保健福祉センター、市町村、地域支援センター、地域包括支援センター等のスタッフ研修等での使用を目的として作成したものです。

なお、研修等の場面では、時間の関係上、すべては使いませんが、資料の中には、今後の参考のために、使用しないものも含まれています。また、一部、内容が変更されている部分もあります。

ひきこもり3群の違いは・・・



第1回 地域包括ケアシステムによる中高年齢層のひきこもり支援研修会

(浜松市)

1. 事前アンケート

「現在、ひきこもりの相談」の状況別【1】～【4】に記載

(1) 困っていること、聞きたいこと。

【1】専門相談として受けている

○ 家族からの相談で本人が面接に拒否的であるような場合、どのように本人との関係性を作り、支援をしていけば良いか。

○ ひきこもりが長期化し、当事者が他者(家族や支援機関)との関わりを拒否し続けるケースの場合、まずはどのようなステップからコミュニケーションを図っていけば良いか。

○ 家族支援を継続する中で数年が経過し、支援者自身もこのままでよいのか不安になることがある。家族からの情報の中で、精神疾患や発達特性などのアセスメントが非常に難しい。家族支援が困難な場合のアウトリーチなど、本人支援への切り替えの必要性について悩むことがある。

【2】一般相談として受けている

○ 親子が共依存で子どもがひきこもっているケース。経済的にも困窮しているが支援がなかなか進まない。

○ 地域包括支援センターの対象ではない年齢(中年)の方向けの、まずは一歩踏み出すための地声的なところ、こだまのような場所の対象年齢がもう少し高めのようなところはあるのか?生活困窮者領域で言うと、就労支援事業も活用できるとは思うが、もっと気楽な感じの集いの場のようなところがあれば知りたい。

○ 総合相談の中で地域の住民や民生委員から情報提供のあったひきこもり世帯(他機関介入なし)に対するアプローチ方法。

○ 相談援助の経験が浅く、そういった方への対応経験が少ないため、どのような点に心掛けて対応するのか、専門家の方へ話を聞きたい。

○ ひきこもりの定義とは?高齢者の相談で、同居の家族がひきこもりという相談が増えてきている。中には、高齢者に対して暴言・暴力をしていることもあるし、親の年金で生活していて親の生活が不適切な介護状況となっている場合もある。高齢者の事だけでは解決にならないため、どこまで包括の立場で担えるのかと迷う、困っている。実際には9060・8050・7040と各年代のひきこもり世代の相談先が分からず困っている。6030世代の相談もある。その世帯に支援者がいない場合は、本当に困る。一緒に動いてくれる機関・人を知りたい。また、どのような状況から関係

2. グループワーク(ブレイクアウトルームを使用)

困っていること、課題、感想。

○ セルフネグレクト状態の人がいる。サービスをつなげたいが繋がれない。

○ 8050ケースがいる。障害の機関と関わりながら支援している。

○ ひきこもりの方と関わりがなくてイメージがつかなかったが、講義をきいて支援に協力してきたいと思った。

○高齢化に伴い、8050問題がさらに表面化してくるのでは。

○ ひきこもりの方への初めの介入。糸口をどう探すか迷うことが多い。

○ 支援者側から見ると障害があるのでは、と思うことが多いが、本人にその認識がないことも多くどう関わるか困る。

⇒医療的なフォローは気になるが、いきなり医療の支援を手札として出すのではなく、困り感などが出てきたときに提案するなど、時間をかけながら行うことが必要。

○ ひきこもりの相談を受ける際には、家族もずがる気持ちであったり、丸投げしなくなっていたり、相談がある時点で変化を望む期待値が大きい。何か解決に結び付けていきたいが時間がかかることの理解をしてもらうのが大変。

○ 統合失調症と生来性の障害では、今見えているものは似ていても違うこと。成育歴を知りながら見立てをしていくことができないので、一緒に関わってもらえる機関があると良い。

○ 高齢分野と障害相談やその他の相談のスピード感の違い、視点の違いを知ることができた。

○ 講義やグループワークを通じて、ひきこもりの方への視点が変わった。頼っても良い機関があることもわかった。愚痴を言いあいながら一緒にやっていると良い。

○ 8050での虐待ケースなどの場合、行政にも一緒に関わってほしいが、明確な虐待でない場合、一緒に連携していけないことがある。

○ いろいろな頼って良い機関がわかったので今後も相談しながらやっていきたい。

3. 事後アンケート

「現在、ひきこもりの相談」の状況別【1】～【7】及び職種別<1>～<6>に記載

※ 両方の相談を受けている場合は、ひきこもり相談【1】～【3】に記載

(1) 今後の課題と感じていること、感じたこと。

【1】専門相談として受けている(主に、ひきこもりの相談を受けている)

<2:看護師・保健師>

○ 地域包括支援センターなど、介護分野の方が非常に対応に苦慮している現実を知り、連携が不十分であることを痛感した。今後、他分野との連携を強化する必要があると考えられるが、中高年齢の支援において介護分野との連携が不可欠であることを改めて感じた。また、介護分野の方にもひきこもりを知っていただく機会を設ける必要性を感じた。

<3:福祉職>

○ 高齢分野と障害・ひきこもり分野での互いの理解不足であると感じた。スピードの違いなどはお互い理解を深めていきたい。

○ 家族から見るとすぐの変化がないと「介入してもらっても変わらない」と感じ、相談が途絶えがちとなる。切れないような関わりを続ける必要がある。

○ ひきこもりの長期化により、ひきこもり者を取り巻く世帯も支えていく必要があり、他分野との協働は不可欠である。分野ごとに支援にかかるスピード感も異なり、制度の枠もある程度しっか

り分かれている中、どれだけ各分野が擦り付け合いにならずに協働して同じ方向を向いて支援できるのか。

○ 相談を受けてもやりようがないケースが多い。

【2】一般相談として受けている(主に、ひきこもりの相談を受けている)

<2:看護師・保健師>

○ 適切な機関への紹介と連携。支援の結果を急いでしまう傾向があった。

○ 中高年のつなぎ先(無理に繋がなくてもいいのかもしれない)がいない。講義を受け、自分自身の発達障害への対応スキルがまだまだ不足していると感じた。資料の中の「地域連携強化型」のためには、自治体がひきこもり相談をもっと積極的に活用する必要があると感じた。

○ ひきこもりについて、基本的なことから8050問題について、発達障害についてもわかりやすく講義をしていただき大変勉強になった。時にひきこもりと介護支援(また本人と周囲の)の考える支援のスピードの違いがあることについて関係づくり、連携において念頭に置いておかげ

ひきこもり地域支援センター

精神保健福祉センターなど行政直営のところ、
委託のところ、担当部局が障害福祉や青少年など、
母体や運営がさまざまで、
良くも悪くも均一化しづらい……

R3年度は
地域保健総合推進事業として
全国ひきこもり地域支援センター連絡協議会の協力し、
全国のひきこもり地域支援センタースタッフを対象とした
実践研修会を開催する予定

内閣府

本省

文部科学省
初等中等
教育局
児童生徒課

子ども・若者育
成支援推進法

教育機会
確保法

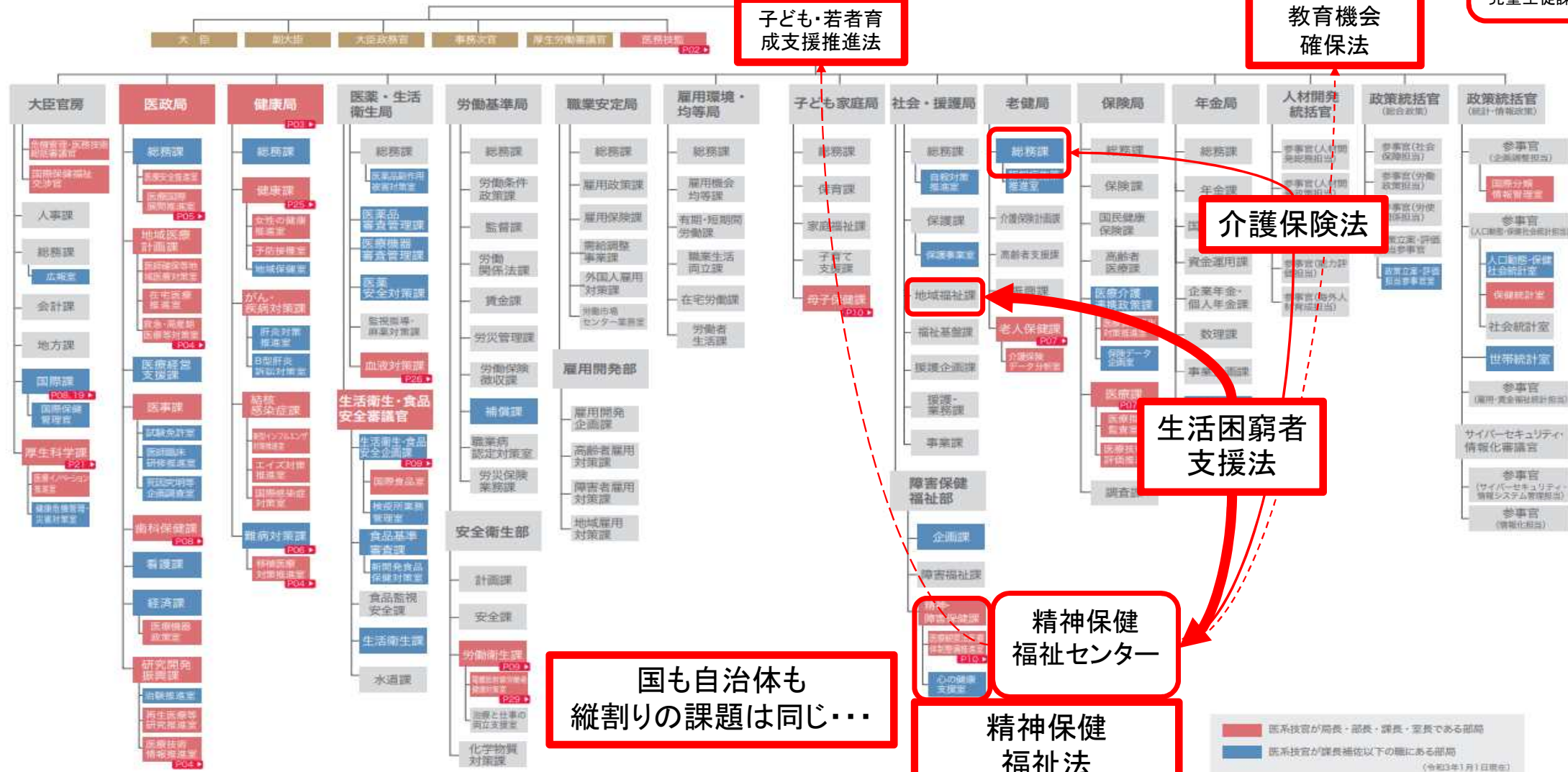
介護保険法

生活困窮者
支援法

精神保健
福祉センター

精神保健
福祉法

国も自治体も
縦割りの課題は同じ...



この図は厚生労働省の組織図を基に作成されたもので、調査を中心とした簡略化されたものであり、必ずしも厚生労働省の組織図と一致するものではありません。

別添

参自発0714第1号
社援地発0714第3号
平成28年7月14日
一部改正
参自発1001第1号
社援地発1001第4号
平成30年10月1日

社援地発0329第6号
令和3年3月29日

都道府県
各 指定都市
中核市

自殺対策主管部（局）長
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

都道府県
各 指定都市
中核市

民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

重層的支援体制整備事業とひきこもり支援との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

この3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。

生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、改正法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行される。

おわりに：まとめとお願い

• ひきこもりについて

- ひきこもりは社会問題として心に傷を負い、対人交流を避け、身を守っている状態です。ひきこもりそれ自体より、ひきこもりによって生じる生活困難が課題になります。
- ひきこもり支援は公的制度によって衣食住を保障し、当事者が動き出せる環境を整備することです。多機関・多職種による多様性・継続性のある地域体制が必要になります。
- ひきこもりからの回復は就学・就労ではなく、社会と接触しながら孤立せずに生活することです。「ひとり生活も楽しい、社会生活も楽しい」を目指したい。

• ひきこもり支援には多様性・継続性が求められる

- ひきこもり地域支援センターが中心的な役割を担うが単独機関では対処しきれない、様々な施策、地域の支援ネットワークの活用が重要

• ひきこもり支援は、現場ではすでに始められている

- 新たな仕組みで現場が混乱しないように、既存の事業を効果的・効率的に組み合わせる

• 縦割りをどうするか・・・どのように「関係府省横断」していくか

- 国・県・市町村・・・
- 医療・保健福祉・教育・就労・・・
- ライフステージ・年代別・・・

• いい街作り

- 施策と現場での顔の見える関係
- 熱意のあるヒト・機関がひっぱり、地域共生社会の実現モデルに

ありがとうございました

